

議案説明資料

平成26年第4回市議会（定例会）

議案第174号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）
・・・・・・・・ P 1

議案第193号 名島小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について
・・・・・・・・ P 9

議案第203号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

議案第204号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

平成26年9月
教育委員会

議案第174号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

1. 歳入歳出予算補正

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の	
				特 定	
				国県支出金	地方債
	千円	千円	千円	千円	千円
(12) 教 育 費					
2. 小 学 校 費	19,306,630	97,600	19,404,230	18,020	35,200
3. 中 学 校 費	11,247,872	716,114	11,963,986	399,846	314,800
その他の科目 (本補正外)	20,465,007	—	20,465,007	—	—
合 計	51,019,509	813,714	51,833,223	417,866	350,000

財 源 内 訳			説 明
財 源	源 計	一般財源	
その他			
千円	千円	千円	
			1. 校舎等整備費の追加 813,714 千円 ○小学校費 97,600 ・校舎等整備費の追加 ○中学校費 716,114 ・校舎等整備費の追加 関連歳入 (16)国庫支出金 417,866 千円 学校施設環境改善交付金 (23)市債 350,000 千円 学校建設債
—	53,220	44,380	
—	714,646	1,468	
—	—	—	
—	767,866	45,848	

校舎等整備費の内訳

学校施設天井等落下防止対策事業
534,300千円

学校給食センター再整備事業
235,114千円

学校施設空調整備事業
44,300千円

平成26年度9月補正予算の概要

事業名等	今回補正額 千円	説明																																																				
1. 学校施設天井等落下防止対策事業	小学校費 54,200	<p>1 事業概要</p> <p>国からの平成25年8月7日付文部科学省通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」を受け、対象となる学校施設の屋内運動場等の吊り天井について、平成27年度末までに落下防止の対策を実施する。</p> <p>(1)対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが6mを超える天井 ・水平投影面積が200㎡を超える天井 <p>(2)工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存天井材の撤去，断熱材の吹付，鉄骨部材の塗装等 ・講堂や設備配管の保護が必要な施設については，耐震上有効な天井への張り替え <p>2 補正理由</p> <p>文部科学省において，平成26年度「学校施設環境改善交付金」の追加募集があり，学校施設天井等落下防止対策が対象事業とされたため，平成27年度に工事を予定していた小中学校32校のうち29校について，平成26年度に事業を前倒しし，早期に財源を確保する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">対策が必要な学校</th> <th colspan="5">予算措置内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th>平成27年度(予定)</th> </tr> <tr> <th>12月補正</th> <th>2月補正</th> <th>当初予算</th> <th>9月補正</th> <th>当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>37校</td> <td>5</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>28校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>25</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>4校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td>4校</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73校</td> <td>9校</td> <td>26校</td> <td>2校</td> <td>29校</td> <td>7校</td> </tr> </tbody> </table>	対策が必要な学校		予算措置内訳					平成25年度		平成26年度		平成27年度(予定)	12月補正	2月補正	当初予算	9月補正	当初予算	小学校	37校	5	26	1	4	1	中学校	28校	0	0	1	25	2	高等学校	4校	0	0	0	0	4	特別支援	4校	4	0	0	0	0	合計	73校	9校	26校	2校	29校	7校
	対策が必要な学校				予算措置内訳																																																	
平成25年度					平成26年度		平成27年度(予定)																																															
12月補正			2月補正	当初予算	9月補正	当初予算																																																
小学校	37校	5	26	1	4	1																																																
中学校	28校	0	0	1	25	2																																																
高等学校	4校	0	0	0	0	4																																																
特別支援	4校	4	0	0	0	0																																																
合計	73校	9校	26校	2校	29校	7校																																																
中学校費 480,100	合計 534,300																																																					
2. 学校給食センター再整備事業	中学校費 235,114	<p>1 事業概要</p> <p>中学校等へ給食を調理・配送している給食センターの再整備により，施設・設備の老朽化に対応するとともに，食物アレルギーの対応や個別食器への変更など，給食の充実を図るもの。</p> <p>2 補正理由</p> <p>第1給食センター整備運営事業に係る委託料の支払のうち，事業契約に基づく国庫補助金相当額分について，補助内示額が当初見込みを上回ったことから，補正を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国庫補助金増額の理由】 補助金算定基準の見直し （基準面積の増，建築単価の増額） 等</p> </div>																																																				

教 育 費

事業名等	今回補正額 千円	説明		
3. 学校施設空調整備事業	小学校費 43,400	1 事業概要 健康で快適な学習環境の実現のため、小・中学校の普通教室に空調設備を年次的に整備するもの。		
	中学校費 900	2 補正理由 平成27年度に、市の直接施工により空調整備を行う小・中学校について、平成26年度に設計業務を行う必要があるため、必要額の補正を行う。		
	合計 44,300	<p>【平成26年度9月補正の内容】</p> <p>(1)平成27年度に直接施工により整備予定の小学校 (35校, 433教室)にかかる設計委託料 43,400千円</p> <p>(2)平成27年度に小学校と併せて整備を行う離島中学校 (3校, 9教室)にかかる設計委託料 900千円</p>		
直接施工にかかるスケジュール				
教 育 費	小学校15校 330教室	小学校35校 433教室 中学校3校(離島) 9教室	中学校 (参考)	
	26年度 (以下, 予定)	↓ 施工 9月供用開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">今回予算補正</div> ↓ 設計 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算(施工費)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算(設計費)</div>
	27年度	↓ 施工 9月供用開始	↓ 設計 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算(施工費)</div>	↓ 設計 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算(施工費)</div>
	28年度			↓ 施工 9月供用開始
合 計	813,714			

2. 債務負担行為補正

事 項	区 分	総 額	左 記 の 内 訳		
			平成26年度	平成27年度 以降	
福岡市立東部地域 小学校空調整備 P F I 事業		千円 1,904,817	千円 —	千円 1,904,817	
	財 源 内 訳	国庫支出金	309,504	—	309,504
		市 債	928,000	—	928,000
		一般財源	667,313	—	667,313
福岡市立西部地域 小学校空調整備 P F I 事業		千円 1,998,085	千円 —	千円 1,998,085	
	財 源 内 訳	国庫支出金	324,480	—	324,480
		市 債	972,000	—	972,000
		一般財源	701,605	—	701,605

福岡市立東部地域・西部地域小学校空調整備PFI事業の債務負担について

1 学校施設空調整備事業の概要

児童・生徒が健康で快適に学習できる環境を整えるため、平成27年度に福岡市立小学校の、平成28年度に福岡市立中学校の全普通教室に空調設備を整備する。

事業実施にあたっては、民間の資金と技術力、経営ノウハウ等を活かして、財政負担の軽減と平準化を図りながら、短期間に大量の整備を実現する事業手法として、PFI手法を採用し、直接施工との併用により整備を行う。

整備対象校及び対象教室数

		対象校数	対象教室数
小学校	東部地域小学校（PFI）	34校	744教室
	西部地域小学校（PFI）	37校	780教室
	直接施工	35校	433教室
	小学校整備対象 計	106校	1,957教室
	中学校（整備対象見込み）	57校	984教室
合計		163校	2,941教室

※ 中学校空調整備の施工については、小学校の実施状況を踏まえさらに検討。

※ 中学校空調整備の対象校数および教室数は見込数を記載。

2 PFI事業による空調整備

(1) 事業実施概要

学校間の公平性を確保しながら短期間での一斉導入を実現するとともに、その後の維持管理面における効率性・経済性を確保できる単位として、各小学校を東部地域・西部地域の2つのエリアに束ねて事業を実施する。

なお、平成27年9月に供用を開始するためには、平成26年9月に特定事業の選定及び入札公告を行う必要があり、今回債務負担行為の補正を行うもの。

(2) 事業範囲

- ・空調設備の設計業務・施工業務・工事監理業務
- ・空調設備の維持管理業務（点検、保守、修繕、緊急対応、運用にかかるデータの記録等）
- ・空調設備の移設等業務

※ 空調設備の運転に必要なエネルギー費用については市が負担する。

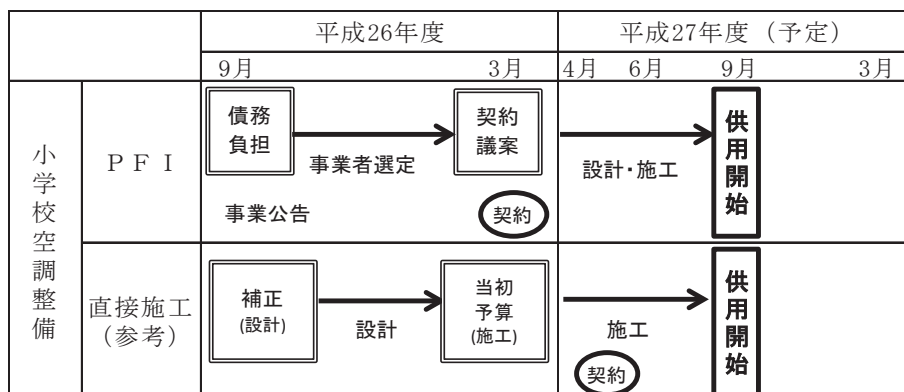
(3) 事業期間及び事業者選定スケジュール（予定）

①事業期間

- [全体事業期間] 議決日から平成40年3月（13年間）
- [設計及び施工期間] 議決日から平成27年8月（5か月間）
- [維持管理期間] 平成27年9月から平成40年3月（12年7か月間）

②事業者選定スケジュール

- [特定事業の選定・入札公告] 平成26年9月下旬
- [落札者の決定] 平成27年1月中旬
- [仮契約の締結] 平成27年2月中旬
- [事業契約の締結] 事業契約議案議決後（平成27年当初議会）



3. 地方債補正

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
学校建設費	千円 2,848,000	千円 3,198,000

説 明

学校建設事業に充当する起債の追加

議案第193号 名島小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について

工事件名	名島小学校講堂兼体育館改築等工事						
工事概要	改築 講堂兼体育館 鉄筋コンクリート造平家建（一部2階建）ほか			摘要(別途工事) ・電気工事 ・衛生設備工事 ・空調設備工事 ・ガス設備工事 ・エレベーター工事 ・木製建具工事 ・黒板工事 ・内部体育施設工事			
	増築 特別教室棟 鉄筋コンクリート造4階建 渡り廊下棟 鉄骨造4階建 昇降口 鉄骨造平家建 延面積 2,641.17平方メートル						
	工事場所	福岡市東区名島五丁目					
工事期間	議決の翌日から平成27年7月30日まで						
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札						
開札年月日	平成26年8月21日						
落札業者	西中洲樋口・博栄建設工事共同企業体 代表者:福岡市中央区西中洲12番13号 株式会社 西中洲樋口建設 福岡市博多区比恵町2番1-203号 株式会社 博栄建設						
契約金額	501,849,432円 (内消費税及び地方消費税額 37,174,032円)						
予定価格	557,610,480円 (内消費税及び地方消費税額 41,304,480円)						
最低制限価格	501,849,432円 (内消費税及び地方消費税額 37,174,032円)						
入札等経緯 及び結果	入札参加業者			技術評価点(A) 標準点(100点)+加算点	入札金額(B) (単位:円)	評価値 (A)/(B)×α	
	区分	業者名					
	1	地場	西中洲樋口・博栄建設工事共同企業体		128.233	464,675,400	27.5962
	2	地場	北洋・サンコー建設工事共同企業体		120.183	464,675,400	25.8638
	3	地場	柿原・匠建設工事共同企業体		123.967	498,000,000	24.8929
	4	地場	香椎・ワーク建設工事共同企業体		120.667	513,000,000	23.5218

※評価値の計算式中のαは、「100,000,000」としている。

技術評価項目の内容

工事件名:名島小学校講堂兼体育館改築等工事

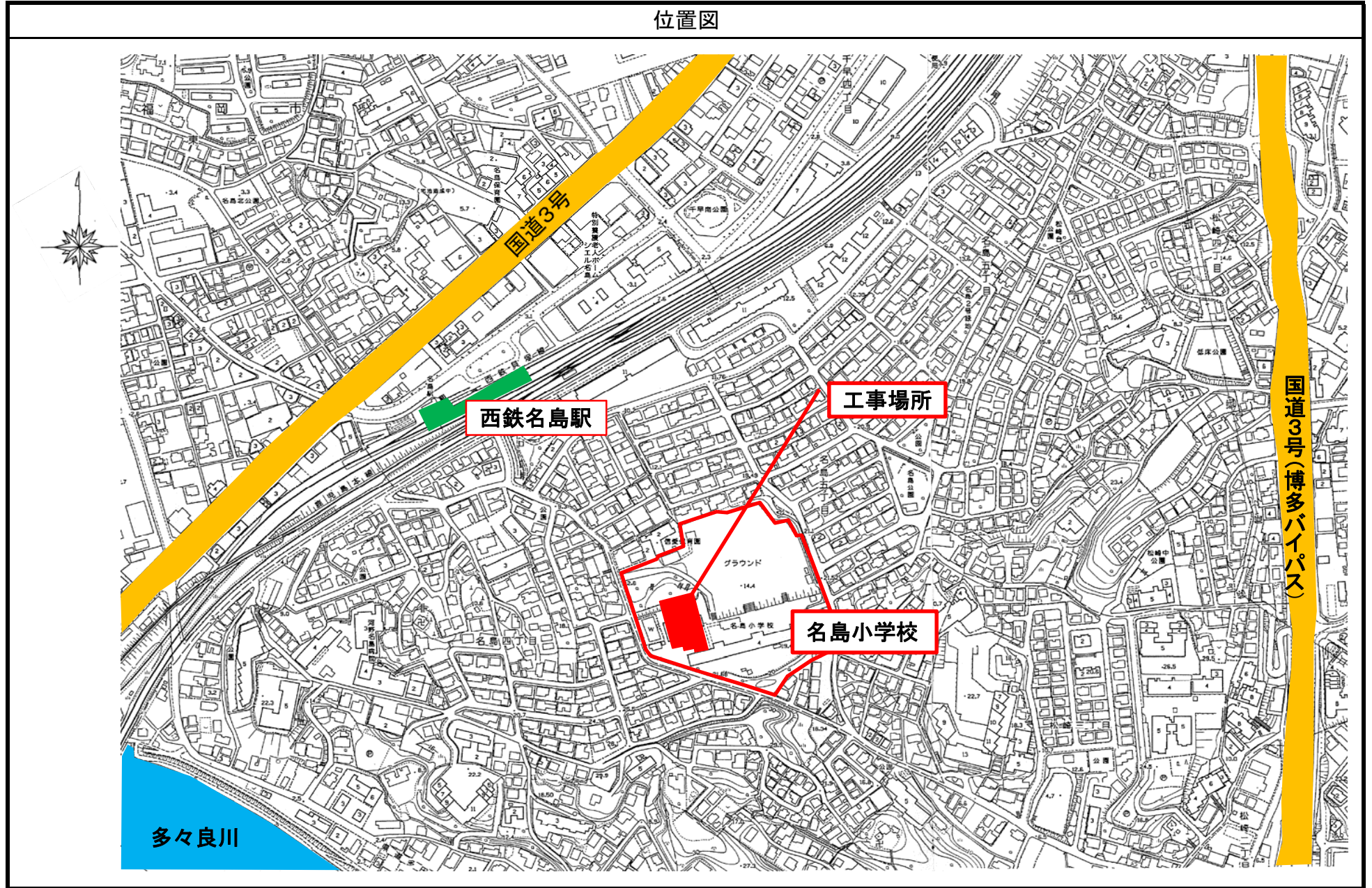
評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	項目1 コンクリートの構造躯体の品質確保について	本工事は、災害時等に地域住民の避難場所としても使用されることから、構造躯体の安全性・耐久性を向上させる品質確保が重要となる。この為、密実で良質な構造体コンクリートとするための施工方法等について、より具体的で有効な提案を求める。
		項目2 周辺道路の通行車両・歩行者への配慮について	工事場所は、住宅地に立地しており、道路も狭いため、地域住民及び児童への安全対策が重要となる。この為、通行車両や歩行者への安全対策について、より具体的で有効な提案を求める。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	平成15年4月1日以降に契約した工事で、平成16年4月1日から平成26年4月30日のまでの間に、竣工し、本市の「工事成績評定通知書」を受領した工事において工事成績評定の良い者を優位に評価する。
		工事成績優良業者の表彰実績	平成24年7月10日から平成26年7月9日までの間に、福岡市より工事成績優良業者として表彰を行う旨通知(同通知後、表彰の取り消しを通知されたものは除く)された者を評価する。
		同種工事の施工実績	RC・SRC造の建築工事(外部のみの改修・改造工事を除く)の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工実績のある者を優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年7月9日までの間。
		建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会への加入者を優位に評価する。対象期間は、平成26年4月1日から平成26年7月9日までの間。
	技術者の能力	資格の保有状況	配置予定技術者の該当資格の保有期間の長い者を優位に評価する。
		同種工事の施工経験	RC・SRC造の建築工事(外部のみの改修・改造工事を除く)の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工経験があれば優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年7月9日までの間。
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より、「障がい者雇用企業」、「環境配慮型事業所」、「次世代育成・男女共同参画支援企業」として認定されている者を優位に評価する。
		本店所在地	本店が福岡市内に所在し、また福岡市競争入札有資格者名簿に登録された期間が長い者を優位に評価する。

技術評価項目毎評価点一覧

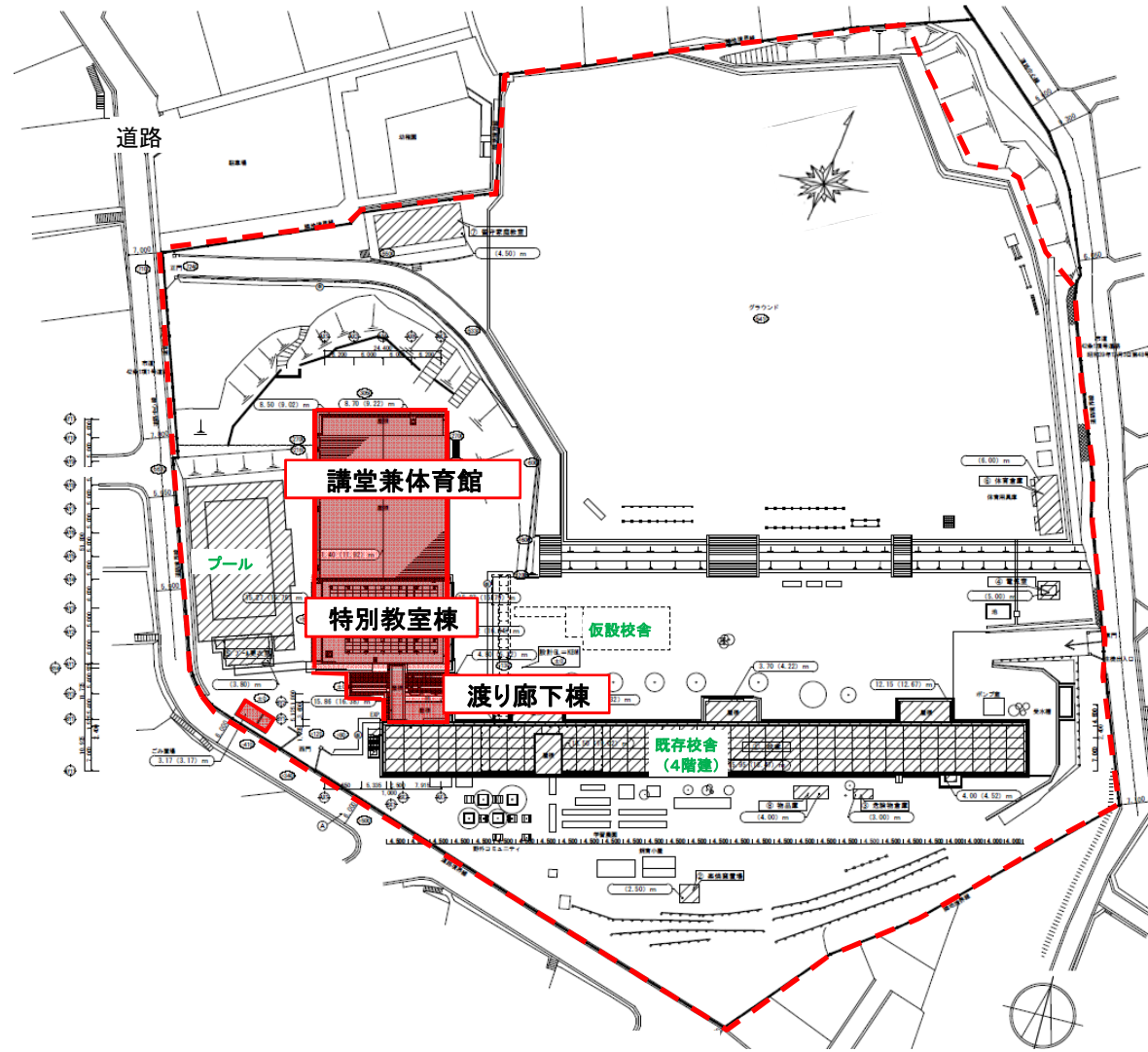
工事件名：名島小学校講堂兼体育館改築等工事

(評価型式) I 型		技術評価項目毎の評価点(加算点内訳)							加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術評 価点 (a+b)
		提案項目			企業評価項目						
		技術提案		小計	企業の施 工能力	技術者の 能力	社会貢献・ 地域貢献	小計			
		項目1	項目2								
入札参加者名	配点→	10.000	10.000	20.000	7.000	2.000	2.500	11.500	31.500	100.0	131.500
西中洲樋口・博栄建設工事共同企業体		8.750	10.000	18.750	5.733	1.500	2.250	9.483	28.233	100.0	128.233
北洋・サンコー建設工事共同企業体		8.000	4.750	12.750	3.933	2.000	1.500	7.433	20.183	100.0	120.183
柿原・匠建設工事共同企業体		7.250	7.750	15.000	4.967	2.000	2.000	8.967	23.967	100.0	123.967
香椎・ワーク建設工事共同企業体		9.000	7.750	16.750	2.167	1.000	0.750	3.917	20.667	100.0	120.667



位置図



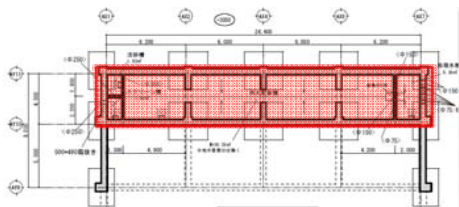
配置図



凡例

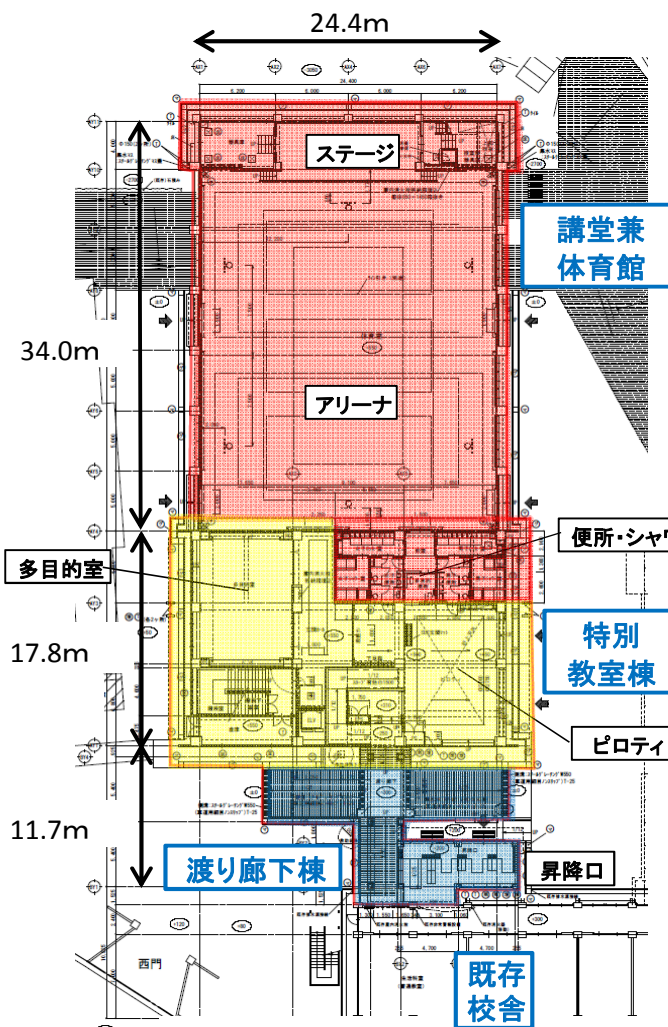
-  敷地境界線
-  工事範囲

1～2階部分平面図及び地下貯留槽

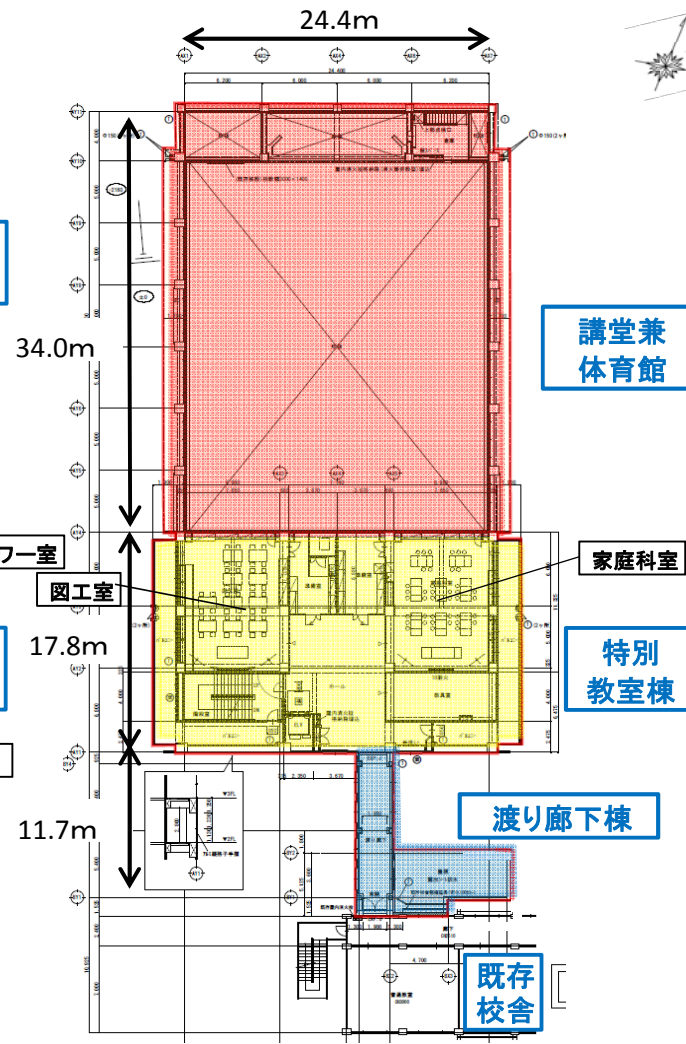


【地下貯留槽平面図】

- 講堂兼体育館を示す
- 特別教室棟を示す
- 渡り廊下棟を示す



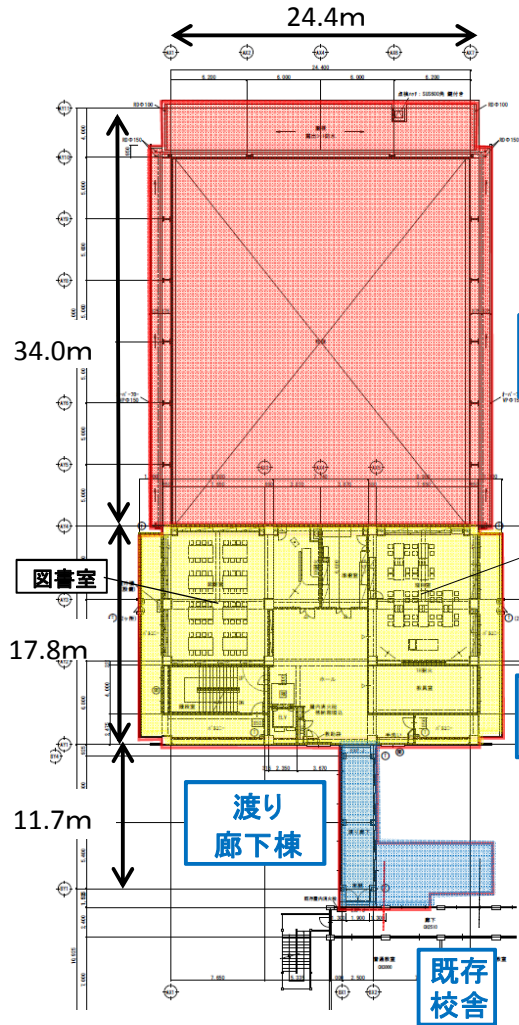
【1階平面図】



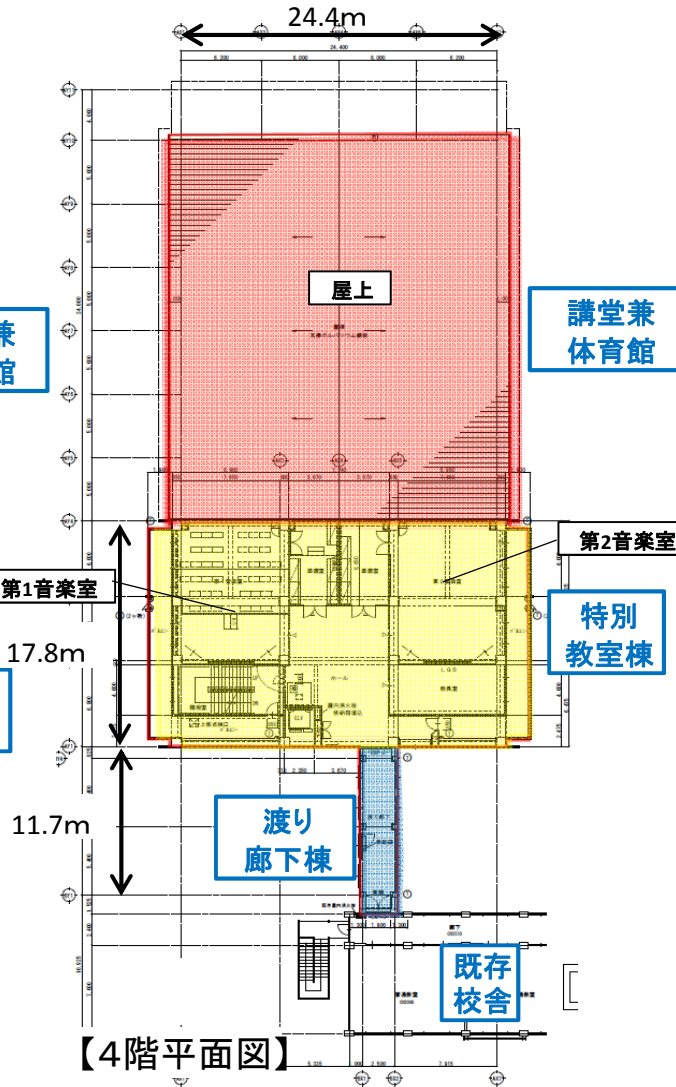
【2階平面図】

3~R階平面詳細図

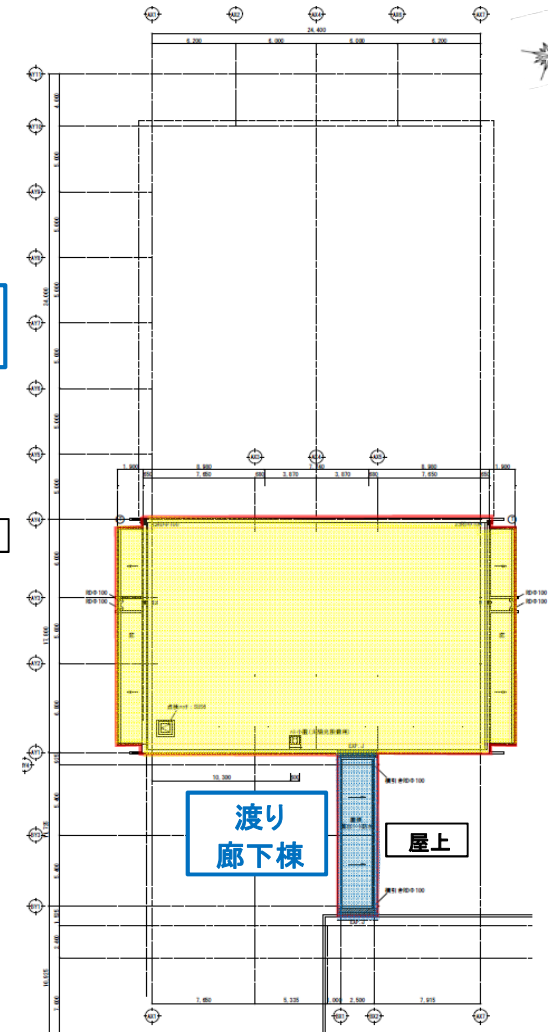
講堂兼体育館を示す
 特別教室棟を示す
 渡り廊下棟を示す



【3階平面図】

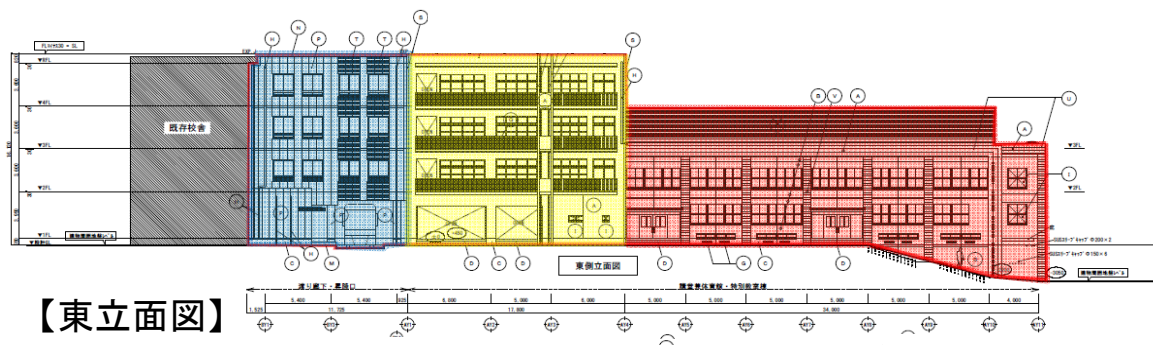


【4階平面図】

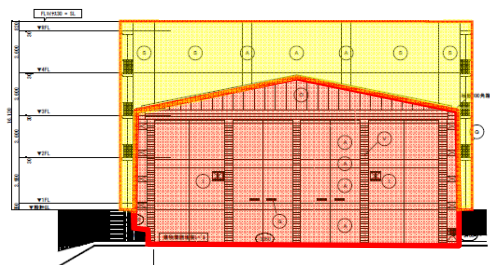


【R階平面図】

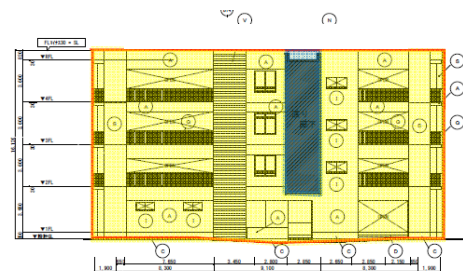
立面图



【東立面图】

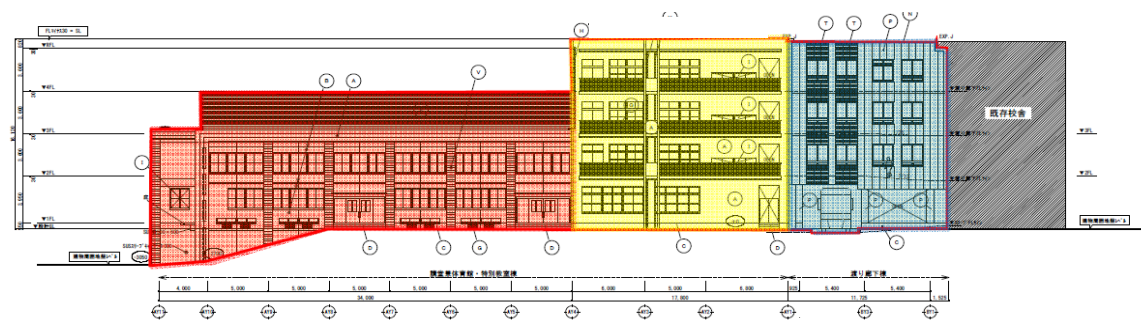


【南立面图】






【北立面图】

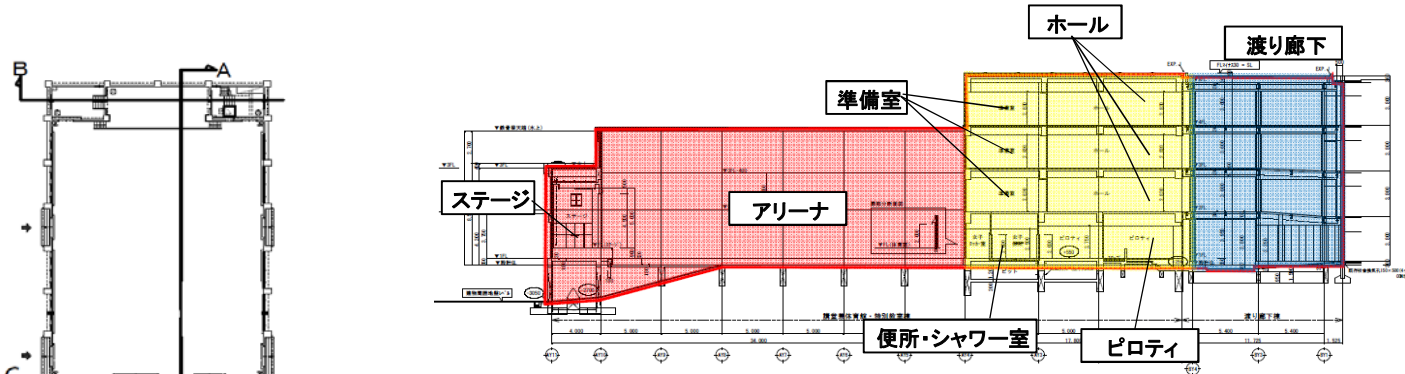
- 講堂兼体育館を示す
- 特別教室棟を示す
- 渡り廊下棟を示す



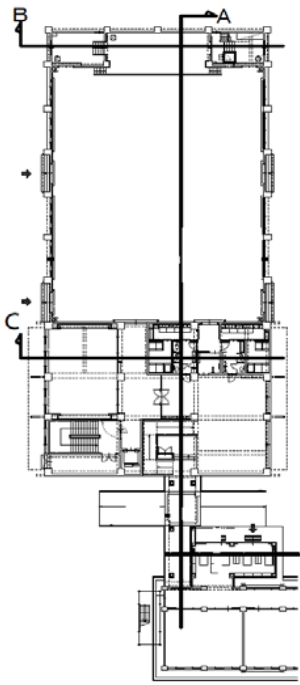
【西立面图】

断面図

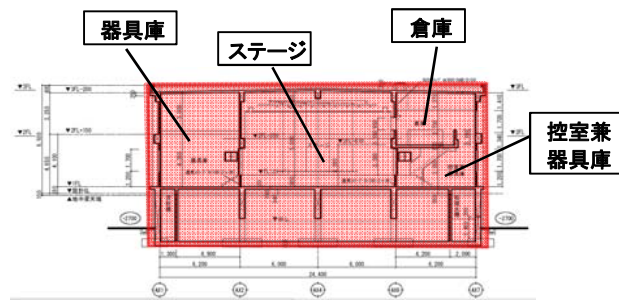
-  講堂兼体育館を示す
-  特別教室棟を示す
-  渡り廊下棟を示す



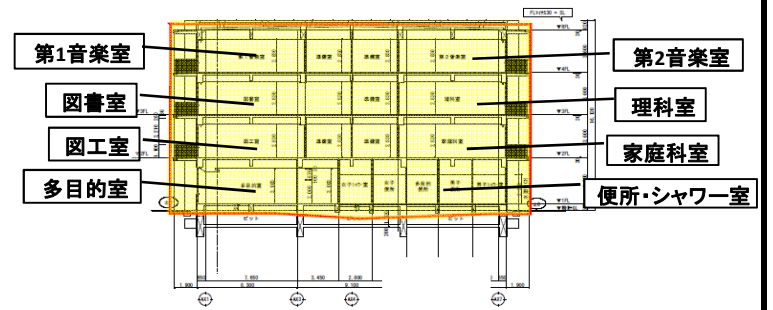
【A-A断面図】



【断面位置図】



【B-B断面図】



【C-C断面図】

議案第 203 号 訴えの提起について

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 422,196 円を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。

議案第 204 号 訴えの提起について

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 388,116 円を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。